

令和5年度（2023年度）熊本県企業版ふるさと納税マッチング促進業務
企画コンペ募集要領

1 業務名称

令和5年度（2023年度）熊本県企業版ふるさと納税マッチング促進業務

2 業務の目的

国の認定を受けた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる「企業版ふるさと納税」を積極的に活用し、熊本県（以下、「県」という。）の更なる歳入確保を図るため、寄附獲得に向けた県外企業へのアプローチを強化する。

3 業務概要

(1) 業務内容 別紙企画コンペ仕様書のとおり

(2) 委託期間 契約締結の日から令和6年（2024年）3月8日（金）まで

(3) 成果報酬等

①マッチング成立時の手数料（成果報酬）：入金が確認できた寄附額の10%以内（税込）

※上記金額には、広報媒体制作（任意）に要する費用や業務において発生する交通費、事務経費等の諸経費一切を含む。

②加算措置：100千円以内（税込）

委託事業者が寄附募集プロモーション及び企業とのマッチングを、より効果的に実施するために必要なPRチラシ等の広報媒体を制作し、委託期間を通じて獲得した寄附の合計額から手数料を差し引いた額が、広報媒体の制作費（税込）以上となる場合、広報媒体の制作費にあたる費用を100千円以内（税込）で加算して支払うこととする。

(4) 委託限度額

4,200千円（消費税及び地方消費税を含む）

（手数料が10%の場合、寄附額41,000千円）

※上記の金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内（複数の委託事業者と契約を締結する場合は按分）で決定することとなるため、必ずしも一致しない。

なお、事業の実施に当たって、委託限度額を超える成果報酬が生じる寄附が見込まれる場合は、別途協議する。

4 企画コンペ参加及び業務受託の資格要件

企画コンペに参加し、事業を受託しようとする事業者は、以下の要件を満たすこと。

(1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

(3) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと

5 委託事業者の選定及び委託契約の方法

- (1) 委託事業者の選定にあたっては、企画提案を公募し、提出された企画提案の内容について、県の審査委員会が提案書の内容を審査し、採用案を決定する。
- (2) 県は、採用案を提案した者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意の上で契約を行う。なお、採用された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (3) 契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- (4) 委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。
- (5) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、県が指定する日時までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付する必要がある。ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

6 質問と回答

- (1) 質問の受付期間は、令和5年（2023年）2月17日（金）までとし、質問書（様式3）にて電子メールにより行う。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (2) 質問及び回答内容について、企画コンペの公平性を保つために、県ホームページでの内容の公表等を行う場合がある。
- (3) 受付期間後の質問については、原則として回答しない。
- (4) 提出先メールアドレス：kikaku@pref.kumamoto.lg.jp

7 企画コンペへの参加表明

企画コンペへの参加希望者は、参加表明書（様式1）に必要な添付書類を添えて、電子媒体の場合は電子メール、紙媒体の場合は郵便または持参により県企画課に提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書（様式1）

②添付書類

- ア 組織体制に関する書類
- イ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ウ 定款の写し
- エ 事業所の履歴事項全部証明書
- オ 納税証明書（消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないことの証明）
- カ 熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（様式4）

※令和6年（2024年）3月31日までの熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記イ～カの提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

（2）提出期限

令和5年（2023年）2月22日（水）17：00（必着）

（3）提出先

①電子メールの場合

提出先メールアドレス：kikaku@pref.kumamoto.lg.jp

②郵便または持参の場合

熊本県企画振興部企画課戦略推進班（熊本県庁行政棟本館6階）

住所：熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

8 企画提案書の提出

（1）提出書類

以下の①～④を電子メール、郵便、持参のいずれかの方法で提出すること（紙媒体の場合は、各5部提出）。

①企画提案書（様式2）

②企画提案資料（任意様式）

企画提案資料には次の点を明記すること。

ア 実施内容

- ・企画コンペ仕様書及び10の審査基準を参照の上、作成すること。

イ 実施体制

ウ 全体スケジュール

③参考見積書（任意様式）

- ・マッチング成立時の手数料（寄附金額の10%以内）の見積額は、寄附を合計41,000千円受け入れた場合の手数料の率（%）及び金額を記載し、広報媒体（任意）を制作する場合は、その制作費（100千円以内の金額）及び経費内訳を記載すること。

- ・見積額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

④会社概要（任意様式〔会社パンフレット等の既存資料で可〕）

（2）提出期限

令和5年（2023年）3月10日（金）17：00（必着）

(3) 提出先

7(3)に同じ。

9 審査方法

県が設置する審査委員会により、提出された企画提案の内容について、書面による審査を行い、一定の基準を満たす単独又は複数の提案を採用案として決定する。

ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、採用案を決定しない。

10 審査基準

審査項目		審査基準	配点	
1	企画内容	業務内容の理解度	制度及び業務の目的を十分に理解しているか。	10点
		提案内容	県外企業に対する働きかけの方法は効果的で寄附獲得に結びつくものとなっているか。	20点
	PRや企業のニーズ把握等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされているか。		15点	
	提案者の独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。		15点	
2	業務遂行能力	実績	類似業務についての実績があるか。	10点
		人員及び組織体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	15点
3	見積金額	提案内容に対して適正な見積金額となっているか。	15点	
合計			100点	

11 結果の通知

企画コンペの結果（提案の採否）は、後日、書面で通知する。

12 日程（予定）

令和5年（2023年）2月10日（金）	公募開始
令和5年（2023年）2月17日（金）	質問受付期限
令和5年（2023年）2月22日（水）	参加表明書提出期限
令和5年（2023年）3月10日（金）	企画提案書提出期限
令和5年（2023年）3月中旬	審査会
	※参加者によるプレゼンは実施しない
令和5年（2023年）3月中下旬	受託候補者決定、見積書徴取
令和5年（2023年）4月上旬	契約締結

13 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「4 企画コンペ参加及び業務受託の資格要件」に規定する要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができる。
- (4) 参加表明書提出後に参加を取り下げる場合は、理由等を記載した取下げ申出書（任意様式）を提出すること。
- (5) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (6) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを実施する。
- (7) 本業務委託によって得られる著作権その他の権利は、すべて熊本県に帰属するものとする。
- (8) 提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (9) 予算が成立しなかった場合、事業を中止する可能性がある。